## VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
(1)	種別割(車種別課税台数及び調定額)・・・・・	21
(2)	環境性能割(調定額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	入湯税	
(1)	調定額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

## 1 軽自動車税

(1)種別割(車種別課税台数及び調定額)

(単位:台、千円、%)

			年 度		平	成30年原	支	4	令和元年度	Ę		2年度	
区	分			台	数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比
F							削干及比			削牛及比			削干及比
_	5 0	) c (	以下	17,	981	35, 955	95. 3	16, 165	32, 330	89. 9	15, 343	30, 685	94. 9
原動機	9 0	) c (	以下		715	1, 430	93. 2	668	1, 336	93. 4	655	1, 310	98. 1
付自	1 2	25 c	c 以下	6,	252	15, 003	104. 0	6, 431	15, 434	102. 9	6, 742	16, 181	104. 8
転車	=	<u> </u>	b —		97	359	91. 6	99	366	101. 9	115	425	116. 1
	,	J۱	計	25,	045	52, 747	97. 5	23, 363	49, 466	93. 8	22, 855	48, 601	98. 3
	_ :	輪 0	りもの	3,	221	11, 596	101. 1	3, 097	11, 149	96. 1	3, 091	11, 127	99. 8
軽	Ξ :	輪 0	りもの		0	0	0. 0	0	0	0. 0	0	0	0.0
自動	四四	乗	営業用		13	81	139. 7	13	83	102. 5	14	91	109. 6
車及び	輪の	用	自家用	21,	021	187, 368	106. 2	21, 117	194, 717	103. 9	21, 402	203, 010	104. 3
小型特	もの	貨业	営業用		631	2, 147	106. 3	637	2, 233	104. 0	697	2, 483	111. 2
殊		物	自家用	6,	249	29, 534	99. 6	6, 053	29, 083	98. 5	6, 000	29, 303	100.8
自動車	農	耕	用		40	96	100. 0	41	98	102. 1	39	94	95. 9
	特殊	卡作美	美用		85	502	99. 0	76	449	89. 4	76	448	99. 8
	小計		31,	260	231, 324	105. 0	31, 034	237, 812	102. 8	31, 319	246, 556	103. 7	
二輔	二輪の小型自動車		2,	628	15, 768	100. 1	2, 572	15, 432	97. 9	2, 696	16, 176	104. 8	
	合		計	58,	933	299, 839	103. 4	56, 969	302, 710	101. 0	56, 870	311, 333	102. 8

### (2) 環境性能割(調定額)

年 度	平成30年度	令和元年度	2年度
調定額 (円)	_	3, 396, 400	14, 131, 500
前年度比(%)	_	皆増	416. 1

<sup>※</sup> 環境性能割の制度は令和元年10月から開始したため、令和元年度は対象期間が令和元年10月~令和 2年1月分の収入分であるが、令和2年度は対象期間が令和2年2月~令和3年1月分の収入分である ため、増加率が高くなっている。

## 2 市たばこ税

#### (1) 調定額等

	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度		
区分		1,700 1,22	2	- 1 %		
消	費本数	旧3級品 10,090	旧3級品 5,367			
	(千本)	旧3級品以外 264,438	旧3級品以外 262,138	製造たばこ 254, 217		
税	率	旧3級品	旧3級品			
		1,000本につき4,000円	1,000本につき4,000円	1,000本につき5,692円		
		旧3級品以外	(R1.10.1以降)	(R2.10.1以降)		
		1,000本につき5,262円	1,000本につき5,692円	1,000本につき6,122円		
		(H30.10.1以降)	旧3級品以外			
		1,000本につき5,692円	1,000本につき5,692円			
調定額	(千円)	1, 478, 264	1, 513, 773	1, 492, 169		
	前年度比(%)	97. 7	102. 4	98. 6		

<sup>※</sup> 調定額には手持品課税による調定額も含む

## 3 入湯税

#### (1) 調定額等

(単位:人、円)

2	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度
特別徴収義務者数		2	2	2
課税対象となった	宿泊する者	0	0	0
入湯客数	宿泊しない者	200, 836	179, 283	109, 673
調	定額	15, 062, 700	13, 446, 225	8, 225, 475

<sup>※</sup> 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者 150円、宿泊しない者75円

<sup>※</sup> 令和元年10月1日、旧3級品に係る特例税率が廃止され、旧3級品以外の製造たばこと同率になったため、令和2年度は「製造たばこ」と表記